

令和5年9月19日

保護者の皆様

愛知県立一宮高等学校長
阿部 孝広

ChatGPT等の生成AIの利用について

日頃は、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

令和5年7月4日に文部科学省から「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」が公表されました。これを受けて、本校におけるChatGPT等の生成AIへの対応は次のとおりとしますので、よろしく願いいたします。

記

1 学校での教育活動における生成AIの利用について

県教育委員会では、「保護者の十分な理解の下、生成AIを取り巻く懸念やリスクに十分な対策を講じることができる学校においては、児童生徒に利用させることができる」との方針を示しております。そのため、本校では、教員の研修や生徒への指導などの準備を進め、生徒が生成AIを利用する教育活動を取り入れていきたいと考えております。

つきましては、本校の方針に御同意いただける場合には別紙「同意書」に御署名のうえ、担任まで御提出ください。

2 学校外での生成AIの利用について

御家庭等でお子様^に生成AIを利用させる場合には、以下を御確認いただき、適切に御指導ください。

(1) 課題・レポート作成

日常の課題・レポート、長期休業中の読書感想文等に対して、生成AIによる生成物やインターネットからダウンロードした作品を自己の成果物として提出することは、目指す学びが得られず、自分のためになりません。また、コンクール等においては、不正行為とみなされる場合があります。

(2) 生成AIの概要

ChatGPT等の対話型生成AIは、ある単語や文章の次に来る単語や文章を推測し、「統計的にそれらしい応答」を生成するものです。回答は誤りや事実と異なる内容を含む可能性がありますので、あくまでも「参考の一つに過ぎない」ことを十分に認識し、真偽を確かめること（いわゆるファクトチェック）を行い、最後は自分で判断することが必要です。

(3) 生成AIツールの利用規約

例えば、ChatGPTを利用できるのは13歳以上で、18歳未満の場合は保護者の同意が必要です。利用する際には利用規約を確認し、遵守してください。

(4) 情報の保護

生成AIに入力した個人情報やプライバシー情報、機密情報が、生成AIの機械学習に利用され、生成AIの回答として出力されるリスクがありますので入力しないでください。

(5) 著作権

他人の著作物の複製やアップロードを行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要です。また、生成AIから生成されたものが他人の著作物と似ている創作的表現を含む場合などは、著作権の侵害となり得るので注意してください。

担当 教頭 湯浅、大森
電話 0586-72-0191

教育活動における生成AIの利用に関する同意書

令和5年 月 日

愛知県立一宮高等学校長 殿

学校の教育活動において、下記の生徒が生成AIを利用することを、提供会社による利用規約を理解した上で同意します。

利用する 生成AI	欄外に記載
生徒	学年等： 年 組 番 (ふりがな) 氏 名： _____
保護者等	(ふりがな) 氏 名： _____ ※署名は必ず本人が行ってください。 生徒との関係（続柄）： ____（ _____ ）

利用する生成AI

- ① サービス名：ChatGPT, DALL-E2

提供会社：OpenAI

利用規約：<https://openai.com/policies/terms-of-use>

- ② サービス名：Bing Chat

提供会社：Microsoft

利用規約：<https://www.microsoft.com/ja-jp/servicesagreement>

- ③ その他：学校が教育活動における利用に問題がないと判断した生成AI（年齢制限等の規約に従えるものに限る）

※ ①②の利用規約は上記のURLへアクセスし、適宜翻訳して御確認ください。

Google Bardについては、運営会社により18歳未満の利用は不可とされているため教育活動で利用することはありません。